

平成29年第3回定例会

歌志内市議会会議録

第3日目（平成29年9月7日）

---

（午前 9時56分 開議）

開 議 宣 告

○議長（川野敏夫君） おはようございます。

ただいま出席している議員は8名であります。定足数を満たしておりますので、これより本日の会議を開きます。

会議録署名議員の指名

○議長（川野敏夫君） 日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

会議規則第84条の規定により、会議録署名議員に2番酒井雅勝さん、4番下山則義さんを指名いたします。

諸 般 報 告

○議長（川野敏夫君） 日程第2 諸般報告であります。

事務局長から報告いたします。

中嶋議会事務局長。

○議会事務局長（中嶋孝君） 報告いたします。

本日付議されます議案は、湯浅議員外からの意見書案6件であります。

また、本日の議事日程については、別紙配付してあります議事日程表のとおりであります。

次に、議員の出欠席の状況であります。本日は全員の出席であります。

以上で、報告を終わります。

○議長（川野敏夫君） 特段の発言はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（川野敏夫君） ないようでありますので、諸般報告を終わります。

一 般 質 問

○議長（川野敏夫君） 日程第3 昨日に引き続き、一般質問を行います。

順次、発言を許します。

質問順序5、議席番号7番、女鹿聡さん。

一つ、国民健康保険北海道広域化について。

一つ、健診（検診）の拡充について。  
一つ、プール利用状況について。  
一つ、昨年の災害復旧状況について。  
以上、4件について。

女鹿聡さん。

○7番（女鹿聡君） おはようございます。

4件にわたって質問させていただきたいと思います。

1件目、国民健康保険北海道広域化について。

来年度から始まる国保の都道府県化に伴い、今回北海道の第3回国保事業費納付仮算定が行われた。

第2回仮算定では大幅な住民負担増になる算定結果となり、多くの住民が今後の生活に不安を抱えています。

都道府県化が決定され、本市としては住民負担増は逃れられない状況にあるため、今後の行政の対応や広域連合との関係、そして道との協議によって少しでも住民負担増を軽減できる取り組みや話し合いを行っていただきたいと思っています。

そこで、①今回第3回仮算定において、一人当たりの金額はどのようになったのか伺いたい。

②3月に国保財政調整基金をつくったが今後の活用方法と積み立ての予定を伺いたい。

③来年度の本格運営に向けて、住民負担をできるだけ軽減させていただきたいと切に願うところであるが、今後道との協議の場があれば、負担軽減を訴えていただきたいと思うが、いかがか。

2件目、健診（検診）の拡充について。

本市における健康促進に対する取り組みは、高齢化が進む本市では、とても重要な取り組みだと感じています。

しかし、健診（検診）率が上がらない状況が続いているのも悩ましい現状だと感じています。そこで、健診（検診）率を向上させるための取り組みとして以下のことを伺います。

①特定健診の受診率向上のために、市外の医療機関と受託協定を結んでみてはいかがか。また、実施期間の拡充を行ってはいかがか。

②後期高齢者健康診査も地元医療機関で受診できるようにしてはどうか。

③がん検診の受診者負担額500円を無料にしてはどうか。

3件目、プール利用状況についてでございます。

今年度の夏休みは全道的に見ても真夏日になる日が少なかったように思えますが、それでも夏の子供たちの遊び場として、プールは大きな役割を持った施設だと思います。本市にプールがなくなり2年がたち、今年度のプール利用実態はどうなっているのかを伺いたいと思います。

①今年度のプール利用人数の状況はどうだったか。

②他市町のプールを使うことで児童・保護者からの意見・要望はあったか伺いたい。

③今後プール利用に当たって、バスの回数などふやすことも必要と考えるが、いかがか。

4件目、昨年の災害復旧状況について。

今回議会報告会で住民の皆様から災害復旧に関する話が多く寄せられました。

河川工事は終了したところもありますが、現在工事中の箇所もあります。土現管轄や振興局管轄で工事が行われる予定の箇所が今後も出てくると予想されますが、住民の方々になかなか

周知されない状況があり、住民周知は重要と考えます。

そこで、①今後の工事個所など、どのような予定になっているのか伺いたい。

②市内全域の側溝の土砂除去を行ってほしいとの声が多くあり、今後の予定はどのようにしているのか伺いたい。

以上です。

○議長（川野敏夫君） 理事者答弁、小玉市民課長。

○市民課長（小玉和彦君） 私からは、1の国民健康保険北海道広域化についての①と②、③について答弁をさせていただきます。

最初に①でございます。一人当たりの金額の関係でございます。

今回の北海道の第3回仮算定は、賦課総額が8,652万2,406円、一人当たり金額は平均で12万221円と公表されました。

この一人当たりの金額は、当市の平成28年度一人当たり決算額の8万5,875円に対し3万4,346円の引き上げとなります。

なお、3万4,346円を一度に引き上げますと、市民の方々に急激な負担となりますことから、北海道による激変緩和措置の対象となりました。これは保険税値上げ額の2%を超える部分が平成30年度から平成35年度までの6年間において財政支援が行われる予定でございます。

続きまして、②の国保財政調整基金の今後の活用方法と積み立ての関係でございます。

今回の北海道の第3回仮算定において、国のガイドラインに基づき北海道での激変緩和措置の対象となり、平成35年度まで財政支援を受けられることになりました。

このため今後示されます本算定を見据えて、北海道の激変緩和措置終了後の平成36年度以降に、市民の方々の急激な負担増にならないよう基金の取り崩しを予定しております。

なお、今後、何年間で北海道が示す国保事業費納付金額まで保険税を引き上げるかにより、基金の取り崩し額を検討していくこととなります。

また、基金設置により、今後の国民健康保険事業特別会計決算において単年度黒字が発生した場合、従来の翌年度繰り越しはせず基金積み立てを行ってまいります。

続きまして、③の今後、道との関係で負担軽減を訴えていったらどうかということでございますけれども、平成30年度から始まる国民健康保険事業の都道府県単位化は医療費を全道の国保加入者全体で支え合うこととなります。

また、今回の仮算定、今後行われる本算定で、北海道が示す国保事業費納付金の保険税平準化及び保険税水準の統一を進めるものでございます。このため歌志内市のみが軽減等を受けることはできず、所得水準、医療水準の算定ルールにより納付金が算定されます。しかし、平成35年度で終了予定の北海道の激変緩和措置については、市民の方々の急激な負担を回避するため、平成36年度以降も継続して行っていただけるよう、空知中部広域連合とともに北海道へ働きかけていきたいと考えております。

○議長（川野敏夫君） 佐藤保健福祉課長。

○保健福祉課長（佐藤守君） 私のほうから、件名2の健診（検診）の拡充についての①から③につきまして御答弁申し上げます。

初めに、①の特定健診の受診率向上のための市外医療機関の受託並びに実施期間の拡充についてでございます。

国民健康保険加入者の方の通院している医療機関を見ると、内科では市立病院と勤医協神威診療所の受診者が圧倒的に多いことから、まずは、市内の医療機関への受診者数確保に努めて

まいりたいと考えております。

なお、個別健診の実施機関の拡充につきましては、医療機関側の体制もありますので、他の健診（検診）を含め拡充に向け協議してまいります。

次に、②の後期高齢者健康診査も地元医療機関で受診できるようにしてはどうかという質問でございます。

後期高齢者健康診査も市内医療機関で実施することにより、受診数は伸びるものと思われませんが、先ほど答弁いたしました特定健診と同様に、医療機関側の関係もありますので協議してまいります。

③のがん検診の無料化についてでございます。

本年度よりがん検診の自己負担額を、課税世帯500円、非課税世帯無料といたしました。春のがん検診の受診数を見ますと、課税世帯の受診数が前年度よりふえていますので、無料にすることで、さらに受診数がふえることが考えられます。秋の集団健診、医療機関での個別健診の状況を踏まえ、次年度に向け検討してまいります。

以上です。

○議長（川野敏夫君） 虻川教育次長。

○教育次長（虻川善智君） 私のほうから、件名3、プール利用状況について①、②、③についてお答えいたします。

まず、①番目、今年度のプールの利用状況についてでございますが、プールの利用人数は現在稼働中のプールがありますので、8月末現在の利用状況についてお答えします。

赤平市、上砂川町、奈井江町のプール利用者は合計749人で、内訳は幼児53人、小学生401人、中学生64人、高校生2人、一般148人、プールに入らない付き添いの保護者81人であります。

昨年同期との比較では、合計で178人の減となり、増減の内訳は少なくなったのが幼児15人、小学生69人、高校生10人、一般129人の減であります。反対にふえましたのは、中学生30人、保護者15人の増であります。

増減の主な要因は、小学生の学校授業等による団体利用者の減、一般の個人利用者の減であります。

一方で、小学生の個人利用は18人の増であり、特に、赤平市民プールの利用が昨年より57人、37%ふえていますので、小学生を中心に赤平市を利用する傾向が強くなっております。

②番目でございます。

意見・要望ということでございます。

児童、保護者からの意見・要望につきましては、6月1日号の広報にプール利用についてと題して、近隣プールの利用案内などを掲載したプリントを折り込みましたところ、要望ではなく子ども水泳教室についての問い合わせが1件ありました。

また、6月29日に、小中学校、幼稚園、保育所を通じて赤平市民プール送迎についてのプリントを配布しましたところ、バス利用の申し込みについての御質問などが数件ありました。他市町のプールを使うことについての意見・要望は特にございませんでした。

③今後のプールの利用に当たってということでございます。

今年度は夏休み前に3回、夏休み中に8回、計11回のバス運行を実施し、計180名に利用されましたが、そのうち1年生から3年生までの低学年の利用が63.9%を占めております。赤平市民プールは保護者か付添人がいない3年生以下の児童は利用できませんので、バス

を運行するときは必ず教育委員会の職員がプールサイドに付き添っております。

したがって、送迎バスを運行する日は、低学年児童だけでもプールを利用できますので、低学年については地元の子どもよりも利用しやすい条件となっております。

また、プール送迎のほかにも歌小のチャレンジサマー5日間、子ども会育成者連絡協議会によるサマーキャンプ3日間、教育委員会の子ども水泳教室2日間、東光児童館の書道教室4日間、神威児童センターでの水遊び4日間と、25日間の夏休み中にプール送迎を含めて延べ26日間にわたって小学生を対象とした事業を実施していますので、今以上に回数をふやす考えはありません。

以上です。

○議長（川野敏夫君） 柴田建設課長。

○建設課長（柴田一孔君） 私から4番目の昨年の災害復旧状況につきまして御答弁申し上げます。

まず、①番でございますが、今後の河川の工事箇所は、どのような予定になっているのかということでお答えいたします。

現在ペンケ歌志内川の災害復旧工事は、3月に発注されました神威保育所から、矢野ガソリンスタンド付近と、旧日伸暖房貯炭場地先の2カ所で工事が実施されております。

今後9月から11月にかけて、文珠地区では教職員住宅裏側の左岸、石村地先左岸、中村地区では加藤樹石苑裏右岸、神威美山地区では藤樹園地先下流右岸、大内地先右岸、神威地区では旧親愛の家地先左岸、歌神市街地区では球場地先右岸、東光地区ではシルバーハウジング地先の左岸の8カ所の工事が発注されるように伺っております。

次に、②番でございますが、市内全域の側溝の土砂除去の要望についてでございます。

市内側溝の土砂除去につきましては、都度対応しておりますが、今後パトロールを行いながら堆積している場所については除去してまいります。

以上でございます。

○議長（川野敏夫君） 女鹿聡さん。

○7番（女鹿聡君） 順次、再質問していきたいと思っております。

1件目の国保の広域化についてでございます。

3万4,400円弱ということで仮算定が出たということになっております。前回の2月に仮算定が出たときに3万8,800円ぐらいだったのですけれども、この2月から今回におけるまでの間に四千幾ら下がったということになるんですけれども、その経緯というのはどういうふうな形になっているのかお聞きしたいと思います。

○議長（川野敏夫君） 小玉市民課長。

○市民課長（小玉和彦君） 前回から今回にかけて、まず医療費の実績が新しくなってきたということと、今回は今年度の2月末診療までの医療費の動向を元に精査されてきているということがあるということと、それから、前期高齢者の方々の負担金というのが払うのがあるのですけれども、毎年精算でなくて翌年度精算で金額がちょっといろいろ変わってくるのですけれども、その翌年度精算の負担が大変だということで、北海道ではその負担を5年間で解消するようにしたという制度の一部改正という部分もありますけれども、そういうところの要因が今回4,000円程度下がってきたというところでございます。

○議長（川野敏夫君） 女鹿聡さん。

○7番（女鹿聡君） 今後4月からの運用ということになるんですけれども、最後の仮算定はいつになるのかお聞きしておきたいと思っております。

○議長（川野敏夫君） 小玉市民課長。

○市民課長（小玉和彦君） 北海道で前回までは12月に本算定をというお話がありましたけれども、今回は第3回で見ますとちょっと遅れてきて、最終的には2月ということによって本算定を確定させるという予定で、今の時点では進んでいるようです。

○議長（川野敏夫君） 女鹿聡さん。

○7番（女鹿聡君） わかりました。

②番のこの基金の活用なんですけれども、とりあえず30年度から6年間の間は北海道から激変緩和措置ということで、6年間の措置をとっていただけるということになっております。歌志内の状況で言えばその6年後36年から基金を使っていこうかという計画という答弁なんですけれども、これやっぱり行政が何年か3年なら3年、4年なら4年で考えるのか、それをもっと長くして6年、7年ということでは考えるのか、そうなるのかなり当然長くしてもらったほうが住民の負担は急激には伸びないと思うのですけれども、やっぱり期間を少しでも長くしてもらって対応していただきたいと思うのですけれども、その辺はいかがですか。

○議長（川野敏夫君） 小玉市民課長。

○市民課長（小玉和彦君） 平成30年度から北海道の激変緩和措置を受けられるということで、毎年2%程度で6年間で合わせて12.62%の部分が可能になりまして、平成35年度までの激変緩和措置を受けても値上げの金額の全額には追いつかないということで平成36年度以降、激変緩和措置は終わりますけれども、それ以降市の基金で対応しながら、何年でやるかということになるかと思えます。

現時点で単純な試算ということでとらえていただきたいのですけれども、平成36年度以降、例えば4年間で、平成30年から合わせればトータルで10年やりますけれども、これでは36年度以降約6,000円程度上げるということで考えれば、最終的には市の基金の取り崩し、これは約2,900万円ぐらいになるということでございます。

この値上げの期間、今10年間ですけれども、例えば長くすればするほど毎年度の値上げ額が小さくなります。その分市の基金の取り崩しを多くしていくということで市の激変緩和措置ですね、そのような形になるかと思えます。

どちらにしても、これから最終的な本算定が出てくるということですので、その本算定の最後の金額を見てちょっと期間を考えていきたいというふうに思っております。

○議長（川野敏夫君） 女鹿聡さん。

○7番（女鹿聡君） ぜひ、まず3万4,400円、今のところですね、これががくと上がらないような措置で、③番目の答弁でもいただいたんですけれども、やっぱり北海道でやってもらう激変緩和措置の延命というのですか、これも6年間でなくて7年か8年間にしてもらうということも訴えていってもらって、やっていただきたいと強く思いますけれども、そうなること広域連合に加盟しているわけですから、その辺の絡みも多分出てくると思うのですけれども、今後広域連合を解散して北海道のほうに全部移管というのか移動するのか、その辺の広域連合の今後どういうふうになっているのかお聞きしたいと思います。

○議長（川野敏夫君） 小玉市民課長。

○市民課長（小玉和彦君） 平成30年度から北海道が事業主体というふうになりますけれども、業務という部分では市は平成30年度以降も今までどおり窓口業務、これはそのまま継続します。それで、いろいろな業務、今、空知中部広域連合が扱っている業務がいろいろありますけれども、全てが北海道に移管するというのではなくて、例えば医療費の高額療養費の業務とか、それから医療費請求のレセプト点検業務とか、あと交通事故にかかる第三者行為の求

償事務とか、こういう業務がまだまだ広域連合でやらなければならないというふうになっております。

このため、こういうことがありますので、昨年12月に市長さんたちが集まって今後の広域連合をどうするのか、継続するのかということをお話し合いました、まだまだ業務があるということと、今までの国保の実績というものも勘案して、今後も広域連合は継続していくということで決定したところでございます。

○議長（川野敏夫君） 女鹿聡さん。

○7番（女鹿聡君） こうなると、やっぱりさっき答弁いただいたように、広域連合と市と一緒に北海道のほうにいろいろな部分を訴えていくという形になると思います。

やっぱりさっきから言っているように、この措置が長ければ長いほど住民には最終的には負担増にはなるんですけども、大きな負担増には毎年毎年なっていないので、その辺の話し合いを今後どうしていくのかというのを、もう1回聞いておきたいと思います。

○議長（川野敏夫君） 小玉市民課長。

○市民課長（小玉和彦君） 議員さんのおっしゃるとおりだと思います。それで、現時点で北海道は6年間で激変緩和措置を終わるということで考えているようですけども、納付金の安定対策、それから激変緩和措置に準じた対応策と、こういうものの必要性は道も感じているようです。

それで、3年ごとにいろいろな検討をするというふうにも言われております。やはりここの辺検討をしていくような雰囲気がございますので、それに便乗して市も広域連合もあわせて、この6年以降の激変緩和措置の部分については、強く要望していきたいというふうに考えております。

また、さらに、昨年より広域連合内で、この広域にかかわって勉強会を構成市町集まって進めているところです。その中でも、いろいろな課題を整理しながら何か要請していかなければならないものがあるのであれば、それも含めて一緒に要請ができればいいかなというふうには考えております。

○議長（川野敏夫君） 女鹿聡さん。

○7番（女鹿聡君） やっぱり最終的な算定が出てからの話にもなってくるとは思いますけれども、ぜひその辺の対応をきちんとやっていただければ住民の皆様も大きな負担になっていかないのかなという気がしますので、ぜひお願いしたいと思います。

2件目の健診（検診）率の拡充についてでございます。

①の答弁でいただきましたけれども、医療機関側の体制もあるという話をされました。これ医療機関側の体制の問題がクリアできれば受託契約だとか、そういったものはできるということで考えてもよろしいのでしょうか。

○議長（川野敏夫君） 佐藤保健福祉課長。

○保健福祉課長（佐藤守君） 特定健診につきましては、昨年とことしを比較いたしましても、市立病院のほうでは7月から8月だったものを7月、9月までという形で今年度から1カ月間受診期間を延長しております。これも病院の体制が整ったものという形の中での延長かというふうに思っております。

そのため今年度の実績状況等も出てくるかと思っておりますけれども、それらを見まして、病院側の体制を整えば当課としては一月でも延長したいというふうをお願いしたいというふうには思っているところでございます。

また、勤医協のほうでは12月までというふうになってますが、これはこれまでのお話では

やはり冬期間インフルエンザの接種等が出てくるという関係がありまして、なかなかその辺が難しいという部分もありますが、市立病院のほうにつきましても、多分冬期間は同じ理由だというふうに把握しているところでございます。

○議長（川野敏夫君） 女鹿聡さん。

○7番（女鹿聡君） やっぱり特定健診の受診率というのがいかんせん余り上がらない状況になっていて、とりあえず受けられない方というのか、いろいろな違う受診でかかっている、それで診てもらっているから特診まで行かなくてもいいやという考えの方も多くいらっしゃると思います。

それで、やっぱりその中でも市の取り組みとしては、恐らく行ってその特診の項目にあつていれば特診の向上につながるということで、それも加味して特診受けたよという形にとっているのかなと思っているんですけども、やっぱり歌志内市以外の医療機関にかかっている方も多くいらっしゃるしまして、その辺やっぱり受託協定を結んで、いろいろ手続が多分さっき言われたように医療機関と事務の間でいろいろあるのかもしれませんが、やっぱりそういうことを行うことによって健診率の向上というのは大きく見込まれるのではないかなと思うのですけれども、その辺いかがですか。

○議長（川野敏夫君） 佐藤保健福祉課長。

○保健福祉課長（佐藤守君） 市外の医療機関の関係でございますけれども、特定健診につきましては、中空知だけありますけれども、中空知でも市外の医療機関に委託をして特定健診を受診しているという市は1市だけでございます。

それで、先ほど申し上げたとおり、内科関係でございますので答弁と重複いたしますが、市立病院と勤医協神威診療所で約6割ぐらいになります。その次に多いのが砂川市立病院という形になりまして、これで9割という形になります。ほかの医療機関にかかっているというのは1割に満たないという状況になっています。

それで、砂川市立病院さんとは協議をした経緯がございます。それで砂川市立病院のほうでは、健診のほうではお受けできないという形になっておりますので、先ほどの御答弁のとおり市内の医療機関へ受診勧奨を積極的に進めてまいりたいというふうに、当課としては考えているところでございます。

○議長（川野敏夫君） 女鹿聡さん。

○7番（女鹿聡君） わかりました。

続いて、後期高齢者の健診のことですけれども、歌志内のこの後期高齢者の健診の対象者は恐らく800人ぐらいかなと思っておりますので、その人数はどれぐらいになっているかお聞きしたいと思います。

○議長（川野敏夫君） 佐藤保健福祉課長。

○保健福祉課長（佐藤守君） 4月1日の時点で申し上げますと770人でございます。

○議長（川野敏夫君） 女鹿聡さん。

○7番（女鹿聡君） やっぱり800人弱で先日常任委員会で資料をもらって、その中で後期高齢者の健診の率というのが書いてありまして、平成28年度は10%ということで書かれておりました。やっぱりこれはさっき言ったように、違う健診外のことにかかっている人たちが診てもらっているから大丈夫だろうという形で、この健診をわざわざ受けるという形になっていないのかなということを感じます。やっぱりこれを集団健診だけではなくて、地元の医療機関でもできるようにしていけば、少しでも10%という数字が伸びてくるのではないかなという気がいたしますけれども、その辺いかがですかね。



○議長（川野敏夫君） 佐藤保健福祉課長。

○保健福祉課長（佐藤守君） こちらにつきましても、先ほどの特定健診と同様の形かなというふうに思っております。やはり冬期間の問題は先ほど申し上げたとおり、大きくはインフルエンザの予防接種の関係があるというふうに聞いております。春先の部分、今も特定健診7月から開始しているというのは、春は学校等の健診とかがあったりとか、そういう部分もあつたりとかなかなか、また年度当初ということもあるということでございます。

できれば体制が医療機関のほうで整えば、特定健診とあわせた期間だけでもできるような形になれば受診率は向上するものかなというふうに思っておりますし、先ほど議員がおっしゃったとおり理由としてはやはりお忙しいですとか、ほかの部分の病院にかかっている中で健診を受けているという方が非常に多いということが受診率の部分に大きく影響しているかなというふうに思っているところでございます。

○議長（川野敏夫君） 女鹿聡さん。

○7番（女鹿聡君） 地元の医療機関といっても市立病院と勤医協しかありませんので、この二つの医療機関でいろいろ話し合いをしてもらって、この受診率の向上というのは考えていってもいいのかなと。確かに行ってもらうような手立て、健診を受けてもらう手立てというのはかなり力を入れていかないと伸びないのかなという気もしますけれども、やっぱりこの二つの医療機関へ行っている方々がほとんどなので、そこにやっぱり健診を含めて行ってもらうという形をとっていただけるような医療機関と交えて話を進めていただきたいと思いますと思っております。

③番目のがん検診の負担率500円から無料にしてはどうかという質問ですけれども、もし、これ500円から無料にした場合、どれぐらいの予算があればできるのかという試算はしたことはあるのかどうか、また、それはどれぐらいになったよという試算があれば教えていただきたいと、お願いします。

○議長（川野敏夫君） 佐藤保健福祉課長。

○保健福祉課長（佐藤守君） 対象者から今の現状での受診率の状況を加味し、それらをもって、例えば無料にした場合何%ぐらいの受診率になるかというような想定の中で積算したものはございますので、その部分につきまして御答弁させていただきたいと思えます。

先般の行政常任委員会の中でも、資料といいますか御報告させていただいておりますので、各胃がん検診、肺がん検診、大腸がん検診等につきましては20%弱ぐらいという数字になっておりますので、これらを一応30%という受診率の中で積算をさせていただき、また、乳がん検診につきましては、今年度子宮がん検診と同時開催をしたということで、非常に高い伸び率となっておりますので、それらにつきましては35%というような中で積算、乳がん検診、子宮がん検診については45%、また大腸がん検診につきましては、個別検診もやっておりますので35%をした場合ということで積算したところでございます。

これらを行いまして、委託料としてのその検診料ですね、支出の部分でいきますと本年度予算と比較いたしまして35万円程度、それから歳入の部分での無料になりますので、今年度の当初予算では28万5,000円をもっておりますけれども、この部分がなくなってくるかなと。合わせますと63万円から65万円ぐらいになるのかなというふうに思っているところでございます。

○議長（川野敏夫君） 女鹿聡さん。

○7番（女鹿聡君） 今の検診率から割り出して今回の予算に比べて65万円ぐらいあればできるんじゃないかということだと思えますけれども、昨日本田議員も言っておりましたけれど

も、がんに対する認識というのがやっぱりテレビを通して皆さん多く知識が入って、肺炎だとか結核だったり、その中にもがんが入ってきて死亡する大きな原因の一つの病気ということで、皆さんとらえております。やっぱり若ければ若いほど進行は早いということで、がん検診の率を上げるということは早期発見にもつながるし、そういったことに住民の健康を守るということで大きな役割を果たすと思っております。

その辺、前向きな無料にできるような方策を考えていただいて、来年、再来年に向けて予算組みをしていただければありがたいなと思うのですけれども、その辺、市長どのようにお考えかお聞きしたいと思います。

○議長（川野敏夫君） 村上市長。

○市長（村上隆興君） 所管からもいろいろな提案があるということでございますが、この500円の無料ということが私は全てだと思っております。ただ、アピールをして受診率を高めるという意味では非常にPR効果があるのかな、あるいは周辺に対してやはり発信をしていくという意味では、総合的ながんに対する注目を集めるという意味ではいいことだと思っております。

がんというものに対する意識というのは非常に高まっております、これが発見されて治療に向かうということになりますと、非常に高額な一部負担につながっていくというのが大よそ認識されているのではないかと思いますし、特に、最近例の保険適用外の治療というのが1クール300万円ぐらいするということも、大いに周知されてきているところでございます。

庁内でも議論の対象になっておまして、この65万円という額が出せない額ではないというふうには理解しておりますが、これだけではなくて、これから歌志内全体としていろいろなサービスを展開していきたいなと思っておりますが、これが広がっていかないというのは毎年の予算に必ず計上しなければならない、いわゆる固定的な経費になっていくという、こういうものがいろいろな制度の要望がありまして積み上がってきますと結構大きなものになっていくと、あるいは交付税が削減されていくということ踏まえて、将来的な制度設定としてどう対応していかなければならないかという議論の一つだと思っております。

いずれにしても、今、課長からも御答弁しましたように、庁内では前向きに検討しているところでございますので、これから来年度の予算編成に入ってまいります。このたびの御提案等を十分踏まえた中で結論を出してまいりたいと思っております。

○議長（川野敏夫君） 女鹿聡さん。

○7番（女鹿聡君） ぜひ前向きに検討していただいて、ちょっとでも住民の健康を守る健康維持のために努めていただきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

3件目のプールの利用状況についてでございますけれども、①番目の答弁としては、若干小学生がふえたかなという話だと思っておりますけれども、やっぱりバスを使わないで遠方に行っている子供たちというのが多くまだまだいると思うのですよね。バスの利用状況も先ほど答弁いただきましたけれども、今やっているサービス、このバスの回数だとか、それをやっぱりどういうふうに充実していったら、当市にプールがないので、それをどういうふう子供たちにプールを使ってもらおうかというこのサービスをいかに充実していくかということを考えると、やっぱりバスの回数を午前中と午後に分けるだとか、上砂川、奈井江のほうにバスを走らせるだとか、そういった考え方も多分できるのかなということも思うのですけれども、その辺はいかがでしょうか。

○議長（川野敏夫君） 虻川教育次長。

○教育次長（虻川善智君） 先ほど御答弁申し上げましたが、プールの利用状況についての分析という部分でも申し上げたところでございますが、まず、小学生の利用者の減というのは大体87人の減というふうになってはいますが、団体利用の部分で児童数が18人少なくなっていると、そして事業回数が10ということで大体その部分で54人ぐらいの減というふうになります。

また、今年度は、サマーキャンプ等でプールから陶芸とか工芸に変更した部分が影響したかなというふうには考えております。

また、一方、個人利用につきましては18人ほどふえております。利用回数にすると平均の回数としても若干3割以上伸びていると。赤平の市民プールの利用というのが定着してきているのかなというふうにも考えております。

また、バスの回数という部分でございますが、プール送迎につきましては、やはり低学年については、子どもだけで利用しているという部分というよりも、また教育委員会の職員が必ずプールサイドにつき添って見守りながら行って安全確保をしていると。

また、今年度送迎を利用した子どもの約64%ほどが3年生以下の低学年だったということがございます。

さらに、夏休み期間ですが、7月26日に終業式が行われて休みに入るわけなのですが、お盆前までの始業式の日を含めて12日間ほど平日があります。そのうち7日間プール送迎を行っております。

また、あとの5日間は、またサマーキャンプで3日間、また中学生の大学キャンパス訪問、それと並行して歌志内小学校におけるチャレンジサマーを5日間行っております。

また、水泳では教育委員会が主催する水泳教室を2日間開催しております。それらを含めて、あと土日の週末というのはお盆もありますが、以前から夏休み期間中の週末などは多くのお子さんが家族との旅行、また海水浴というのがございますので、事業などは組まないようにしているというのが実態でございます。

夏休み中、やはり勉強もしてほしいですし、教育委員会としましてはいろいろな体験、また家族との大切な時間ということで、成長のためのバランスのとれた夏休みの過ごし方というのでも考えておりますので、現状はこの運行バスについては現状が適切ではないかなというふうには考えております。

○議長（川野敏夫君） 女鹿聡さん。

○7番（女鹿聡君） できるだけ多くの子供たちにプールに行っていたきたいというのが私の願いであります。

バスで行くとしたら、さっき答弁いただきましたけれども、3年生以下の児童がいるときは教育委員会の職員と一緒にプールについていくという形をとっているという話をされましたけれども、保護者の方から、こういった話があって、これは教育委員会の問題というのではないのですけれども、赤平のプールに行った際に、歌志内の子どもだということでビート板を使わせてくれないということがあったらしいのです。これは赤平のプールの管理する側の問題にもあるとは思いますが、こういった事例も保護者から聞くのですよね。そうすると、やっぱりそこで何らかの差別的なことをされると、子供たちは楽しく行こうと思っているのに、そこでそういうふうなことをされると、かなりおもしろくない気持ちで帰ってこなければならぬ状況になると思うんです。その辺、やっぱり教育委員会の職員の方がプールと一緒にいるのであれば、そういったこともきちんと見ていただいて、赤平のプールの管理の方々ときちんと話をして円滑に使用できるような状況をつくっていただきたいと思うのですけ

れども、こういった保護者からの意見というのは、先ほどないと言っていたのですけれども、その辺はどういうふうにとらえますか。

○議長（川野敏夫君） 杉山教育委員会事務局主幹。

○教育委員会事務局主幹（杉山俊宏君） 議員おっしゃられたような歌志内市外の子どもだから、本来使っていないはずのビート板を使わせないというのは、恐らくちょっと理解できないなということでございます。何らかの間違いではないのかなということでお話をお聞きいたしております。

確かに以前歌志内にプールがありましたときは、例えば浮き袋のようなものは歌志内は使わせておりましたが、赤平の市民プールはそのような遊ぶための遊具は持ち込み禁止と、そういうふうな違いはありますけれども、歌志内の子どもだから赤平の子どもが使っているものは使わせないと、そのようなことはないというふうに私どもは受け取っております。

○議長（川野敏夫君） 女鹿聡さん。

○7番（女鹿聡君） その辺の認識、私も実際に行ってみてのことではないので、話を聞いた範囲のことですので、やっぱりこういうことも多分多々あるとは思うのですよね、何かこういうふうな事例があったという保護者のほうからしたらね。そういったやはり意見というのは、きちんと酌み取れる状況に常にしていただきたいと思うのですけれども、その辺はいかがですか。

○議長（川野敏夫君） 虻川教育次長。

○教育次長（虻川善智君） 最初に御答弁したとおりでございますが、保護者の方からはプール送迎や水泳教室についての質問や申込みを、電話等でいただいておりますけれども、送迎回数についての要望などは現在のところはない状況でございます。

また、児童とは夏休み中、教育委員会のスタッフはサマーキャンプや水泳教室、または児童館などほとんどの小学生、9割以上になるかなと思いますけれども、直接的な接点を持っております。バスの回数が多いとか少ないとか、1回の時間が長いとか短いとか、そのような部分については、現在のところお聞きはしておりません。

○議長（川野敏夫君） 女鹿聡さん。

○7番（女鹿聡君） やっぱりこういう議論も最終的には歌志内にプールがあればこういった赤平市との問題とか、そういったことも出てこないとは思うのです、なかなか。

以前からの答弁でいただいておりますけれども、プール単体で建設という話は当市の中ではできないという話はいただいております。やっぱり体育館も老朽化してきて、そういったことをいろいろ考えないといけない時期に来ているのは重々わかります。こういった複合施設的なものとしてプールの今後の検討策ということで話を前に進めていただきたいと思うのですけれども、その辺はいかがですか。

○議長（川野敏夫君） 虻川教育次長。

○教育次長（虻川善智君） プールにつきましては、社会体育施設全体の整備計画をどう進めていくのかを、市としての優先順位との整合性を図りながら進めていくということとしておりまして、これまでもそのような御答弁をしてきているところでございます。

このことから、教育委員会としましては、社会体育施設、また児童福祉施設及び学校施設を含めた全体の中で老朽化している施設や、または小中一貫校の配備などについて検討しているところでございますが、プールに限った検討としましては、社会体育施設としての位置づけではなく今後小中一貫校としての整合性を図りながら、学校施設として位置づけるということも視野に検討しなければならぬのかなというふうには考えております。

しかし、課題としましては、全国的に見ても学校施設の事故として一番多いのが学校プールであります。また、このことからこの必要性、または学校プールとした場合の管理体制など、学校開放の場合の管理体制など、学校の意見も聞きながら慎重に検討していかなければならないのかなというふうに考えております。

繰り返しになりますけれども、市全体としての優先順位を見ながらの整備となりますので、現在のところはいつ建設するということまでは至っていないのが現状でありますので、御理解いただければなというふうには考えております。

○議長（川野敏夫君） 女鹿聡さん。

○7番（女鹿聡君） 何回も答弁いただいていることなのであれなのですけれども、やっぱり複合的なもので考えて話を進めていただいてもいいのかなという気がしておりますので、ぜひその辺柔軟に考えていただければありがたいと思っております。よろしく願いいたします。

最後に、4点目の災害復旧についてでございますけれども、これも9月から11月にかけて結構な8カ所で工事が行われているということになっておりますけれども、これ予算としてはどれぐらいの予算がついているのかお聞きしたいと思います。

○議長（川野敏夫君） 柴田建設課長。

○建設課長（柴田一孔君） 8カ所で大体総計延長で約400メートルぐらいありますが、予算につきましては1億1,250万円程度というふうに伺っております。

○議長（川野敏夫君） 女鹿聡さん。

○7番（女鹿聡君） この8カ所の中で多分大小あると思っておりますけれども、やっぱりこの8カ所以外で問題になっているところもあります。上歌のほうとかは護岸工事とかもほとんど行われてない状況で、木が倒れているとか、そういったこともかなり見受けられます。

この辺も議会報告会の中でも話をされましたけれども、やっぱりそういったところの今後の予定だとかというのは、どういうふうになっているのか道の管轄になっているのか、ちょっとあれですけども、情報があればお聞きしたいと思います。

○議長（川野敏夫君） 柴田建設課長。

○建設課長（柴田一孔君） 上歌の大規模に左岸側の山、土手が崩れた部分でないかなと思いますけれども、そのほかにも多数小規模でございますけれども護岸の決壊とか、斜面の崩壊がございます。これらにつきましては、北海道のほうで調査を入れておまして、このたびの8カ所につきましては、災害復旧の国庫補助事業を入れて行うということでご伺っておりますので、具体的こここの部分はいつという部分については今の段階ではわかりません。

○議長（川野敏夫君） 女鹿聡さん。

○7番（女鹿聡君） これも河川の浚渫だとか、そういったことは、以前から市長を含め柴田課長も毎回土現に行ったり、北海道に行ったりだとかしたときに訴えていただいているということでもあります。やっぱり浚渫工事だとか立木の伐採だとかというのは河川の流量の計算をしても、当然わかっていると思っておりますけれども、この流量を計算しても浚渫工事だとか立木の伐採というのは重要な部分だと思います。早急に現場をもう一度見ていただいて把握してもらって、早目の対応をお願いしたいと思いますけれども、その辺の答弁をお願いいたします。

○議長（川野敏夫君） 柴田建設課長。

○建設課長（柴田一孔君） そのとおりだと思います。流量につきましては、議員さんも今言うように、断面積と流速を乗じるということで、流量を大きくするためには断面の確保が必要ですし、阻害する立木がそこで阻害するようであれば、その流速も落ちるということで、一

定の量の水が流れないということになりますので、土砂浚渫と立木の伐採については、今後も強く北海道のほうに要請してまいりたいというふうに考えております。

○議長（川野敏夫君） 女鹿聡さん。

○7番（女鹿聡君） ぜひお願いいたしたいと思います。

②番目の側溝の土砂除去についてでございますけれども、これも実は報告会の中で結構要望がありまして、歌神地区、文珠第一、しらかば団地、上歌地区、中村地区といった側溝、排水口の掃除、点検を行ってほしいという話をされました。

やっぱりさっき答弁いただいたように、都度対応はしてもらっているとは思いますが、やっぱりこういうふうに回ると声が上がってくるということは住民の皆さんも結構心配しているところはあると思います。一遍にわっというのはできないとは思いますが、その辺きちんともう1回見ていただいて、ここは必要だからどれぐらいの時期にやりますよという住民への周知というのにも必要かなと思うのですけれども、その辺はいかがでしょうか。

○議長（川野敏夫君） 柴田建設課長。

○建設課長（柴田一孔君） 側溝の堆積する関係でございますけれども、これについては町内会さんからも見ていただきたいという場所も受けておりまして、来年の維持工事の中で改善をしていきたいなという箇所もございます。また、適宜パトロールしながら、堆積する場所については地域の方にお知らせしながら、いつごろやるよとかいうことで周知していきたいなというふうに考えております。

○議長（川野敏夫君） 女鹿聡さん。

○7番（女鹿聡君） やっぱり私住んでいる住宅の前の山のところも砂防をつくる予定に恐らくなくなって、いついつ工事が入る予定ですという話をこの間されたのですけれども、そういうふうな情報が入ってくれば住民の方々も、いついつからやってくれるから少しは安心できるかなということも考えられるので、その辺はやっぱり住民の方々といろいろ話をして、点検をしてもらって、そういったことを行っていただきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

これで終わります。

○議長（川野敏夫君） 女鹿聡さんの質問を打ち切ります。

ここで、10分間休憩いたします。

午前10時58分 休憩

---

午前11時07分 再開

○議長（川野敏夫君） 休憩を解いて、会議を再開いたします。

一般質問を続けます。

質問順序6、議席番号4番下山則義さん。

一つ、合同非常招集訓練について。

一つ、災害の復旧状況等について。

一つ、避難訓練について。

以上、3件について。

下山則義さん。

○4番（下山則義君） おはようございます。

一般質問の通告書に基づきまして質問させていただきたいと思っております。

件名につきましては3件、毎年この時期に行っている防災についてのことが主なるものでご

ございます。

答弁をよろしく願いいたします。

件名の1、合同非常招集訓練についてからの質問でございますが、1、今年も9月1日防災の日にあわせて、合同非常招集訓練が実施されると聞いています。そこで伺いますが、①訓練の内容につきましてお伺いをいたします。

②であります。ことしの招集訓練の目的、そのことにつきましてお伺いをいたします。

③であります。消防署員・消防団員の訓練内容についてお伺いをいたします。

次に、件名2であります。災害の復旧状況につきましてお伺いをいたします。

昨年の8月、降雨による河川の氾濫や土砂崩れ等の災害復旧状況につきましてお伺いをいたします。

①であります。ペンケ歌志内川の河床に堆積している土砂、そして、流木等の除去の状況につきましてお伺いをいたします。

②であります。ペンケ歌志内川支流に堆積している土砂・流木等の除去につきましてお伺いをいたします。

2番であります。

ことしの4月の強風による災害の復旧等の状況につきましてお伺いをいたします。

①美山バス停の屋根修復につきましてお伺いをいたします。

②強風の災害に伴う歌神2区地区の住民の移転状況につきましてお伺いをいたします。

次に、件名3、避難訓練からの質問でございます。

1、市立病院の避難訓練実施状況につきましてお伺いをいたします。

2、各福祉施設・グループホーム等の避難訓練実施状況につきましてお伺いをいたします。

以上、件名3件、質問内容につきましては9件でございます。よろしく答弁をお願いいたします。

○議長（川野敏夫君） 理事者答弁、西丸消防長。

○消防長（西丸強君） 私の方から、件名1、合同招集訓練について、件名3、避難訓練について御答弁申し上げます。

初めに、件名1、合同非常招集訓練について、①訓練の内容、②招集訓練の目的、③消防署員・消防団員の訓練内容について関連がございますので、一括して御答弁を申し上げます。

ことしの訓練内容につきましては、神威町内会、神威神楽岡町内会の参加により市防災担当者とともに水害を想定した訓練を行い、現地対策本部と消防本部との情報伝達訓練、地域住民の自主避難者の誘導、逃げ遅れて自宅にいる方の救助、河川氾濫に備えた土嚢工法の実施、救急隊員が応急手当を実施する救護所の設営、団本部団員による炊き出し訓練を行い、職団員の各分担における行動の再確認を行ったものでございます。

また、合同招集訓練の目的は、消防署・消防団相互の連携を密にして消防技術の錬磨を図ることです。

続きまして、件名3、避難訓練について。

1、市立病院の避難訓練実施状況について。2、各福祉施設・グループホーム等の避難訓練実施状況について。

1と2は関連がございますので一括して御答弁を申し上げます。

避難訓練を含む消防訓練におきましては、消防法第8条第1項の規定により防火管理者は、その責務において消防計画に基づき消火、避難、通報訓練を実施しなければならないこととなっております。

避難訓練の実施状況ですが、平成28年度実績で、市立病院、福祉施設関係におきましては、法令違反なく実施されております。

以上です。

○議長（川野敏夫君） 柴田建設課長。

○建設課長（柴田一孔君） 私から、大きな2番の災害復旧状況等についての1番、①、②と、2番の②番につきまして御答弁申し上げます。

まず、ペンケ歌志内川河床に堆積している土砂・流木等の除去についての状況についての御答弁申し上げます。

ペンケ歌志内川の河床土砂除去と立木伐採についてですが、毎年北海道へ要望し継続的に堆積土砂の除去や立木伐採を実施していただいております。

昨年は市役所から本町川向地区まで実施されたところですが、ことしも既に本町花園橋前後の立木伐採を行っていただいております。今後も引き続き地域住民の皆様からの情報をいただきながら、市としても要請をしております。

次に、②番のペンケ歌志内川支流に堆積している土砂・流木等の除去についてで御答弁申し上げます。

ペンケ歌志内川の支流の土砂・流木については、現地の状況を見ながら実施するようにしておりますが、昨年、筍沢川、ことしは桜沢川の土砂浚渫を行ってまいります。

続きまして、2番の強風の災害による住民の移転状況につきまして御答弁申し上げます。

強風の災害による歌神2区の住民の移転状況についてでございますが、8月末日現在、集約化を行う前の入居世帯22世帯のうち、移転に関する手続を行っている世帯は15世帯でございます。

移転先の内訳は、同様の市営住宅には東光3区地区2世帯、本町中央地区1世帯、歌神川向地区2世帯、神威神楽岡地区2世帯、中村日の出団地1世帯、文珠しらかば団地1世帯、政策住宅である高齢者専用住宅には5世帯、戸建て住宅に1世帯となっており、屋根が破損いたしました2棟の入居者については、そのほとんどが既に転居を終了しています。

現在は、2世帯が残っておりますが、既に手続を行っており、先に説明をいたしました15世帯に含まれておりますので、遅くとも10月中には転居を終了する予定になっております。

以上でございます。

○議長（川野敏夫君） 小玉市民課長。

○市民課長（小玉和彦君） 私からは、大きな二の災害復旧状況等についての2の①の美山バス停の屋根復旧についてお答えいたします。

美山町下り線のバス待合所屋根の復旧状況ですが、7月10日発注後、8月31日の竣工期日で復旧工事は完成し、工事竣工検定を14日以内に行う予定です。

なお、復旧工事内容が補正予算時の屋根の全面修復から一部修復と鉄板壁の補修、ベンチ取りかえに設計変更し、バス待合所機能を復旧しております。

○議長（川野敏夫君） 下山則義さん。

○4番（下山則義君） それでは、順次再質問をさせていただきたいと思っております。

まず、非常招集訓練が行われたということ、と同時に、それに去年もそうだったかと思いません、ことしも住民の方々も参加をしていると。と同時に、消防本部との現地対策本部、そして消防本部との情報伝達訓練も行われたという答弁をいただいているわけですが、今までと違った流れというのはどういったものがあるのか答弁をいただければと思います。

○議長（川野敏夫君） 西丸消防長。



○消防長（西丸強君） 内容的には今までとほとんど変わりはありません。ただ、その中で何を主体にした訓練を行うかということでございます。昨年は文珠第1地区で行い、土嚢をつくるという訓練に主眼を置いて行いました。ことしは、住民の避難も含めまして行いましたが、主な目的というのは情報伝達と、災害の情報等をどう伝達するのかということの主眼において行った訓練であります。

○議長（川野敏夫君） 下山則義さん。

○4番（下山則義君） まず、今のを順番に聞いていきますと、住民の方々に参加いただいて避難訓練、これが行われたということですが、恐らくや地区がこの前行われた地区なんですけれども、神威町内会、神威神楽岡町内会、この時間帯に訓練を行いますので、参加できない方というところから始まるのではないかと思います。参加できない方もおられたのではないかと思います。一通り行って、その避難ということに関しては順調にいった、あるいはまださらに行わなければならないことがある。そういったところはどのようにとらえておられるのか答弁いただければと思います。

○議長（川野敏夫君） 西丸消防長。

○消防長（西丸強君） 今回の訓練は団員のどのような形で避難させるかとかに主眼を置いてやっております。その中での訓練といたしましては、計画どおり順調に進んだというふうに思っております。

○議長（川野敏夫君） 下山則義さん。

○4番（下山則義君） その中でも本番になるとどうしても身体的に不自由な方、高齢の方々がおられるのだと思います。そういった訓練も正直この時期にやっておかなければ本番に備えるということに対しては大切なことなのかなと思いますけれども、そういった流れはどうだったのでしょうか。

○議長（川野敏夫君） 西丸消防長。

○消防長（西丸強君） 今回は市民の方が約55名参加されたということでございます。その中で、約10名が何らかの身体的なことがあるということを想定して、消防車両で運ぶなり消防団員が誘導すると、そういう形で行っております。

○議長（川野敏夫君） 下山則義さん。

○4番（下山則義君） そういった形でも順調に訓練ができたということで聞かせていただきました。

また、現地本部と消防本部とのその情報の伝達ということが答弁にありましたが、これはどういった内容で、その内容によって行われたことはどのようなことで、そして、それはうまくいったのかどうかということも答弁いただければと思います。

○議長（川野敏夫君） 西丸消防長。

○消防長（西丸強君） まず、情報伝達ポイントは何かということでございますけれども、災害の情報は全ての基礎であります。正確な情報を早期に把握することは的確な消防活動を展開するために不可欠なものとなっております。限られた時間の中で多くの情報を収集して、災害の状況を予測しながら活動方針を決定して、活動に当たらなければなりません。そういった意味では、現地の対策本部から誰が避難した、どこに何人向かった等の情報が逐一流れてきましたので、今回の訓練においてはおおむね達成できたと思っております。

○議長（川野敏夫君） 下山則義さん。

○4番（下山則義君） 現地の対策本部ということは、そのままに現場となっているその神威地区そのこの本部ということ、それと消防本部ということになるのでしょうか。

○議長（川野敏夫君） 西丸消防長。

○消防長（西丸強君） 基本的にはそんな形になっております。今回は現地の対策本部が神威ということでしたので、神威の詰め所を中継基地にして、それから消防本部に情報を上げると、そういう訓練を行いました。

○議長（川野敏夫君） 下山則義さん。

○4番（下山則義君） わかりました。

それと、逃げ遅れた方がおられるということ想定して、恐らく消防署の方々がその迎えにいくだとか、車で連れてくるだとかということもあったのかと思うのですが、それについて少し詳しくお願いしたいと思います。

○議長（川野敏夫君） 西丸消防長。

○消防長（西丸強君） 当初10名ほど避難困難者という形で設定しておりましたので、その方のところに各団、各消防職員が向かって行って避難したと。ただ、その中で急遽来られなかった方もおられますので、そういった意味では本番に即した形の訓練ができたのではないかなとふうには考えております。

○議長（川野敏夫君） 下山則義さん。

○4番（下山則義君） 訓練ではそういう形になろうかと思えます。いざ本番というときに、高齢の方々がどこの地域におられて、あるいは身体の障害を持っている方々がどこの地域にどのくらいおられて、そういったものは全て消防、あるいは市役所の所管のほうで網羅しているということによろしいのでしょうか。

○議長（川野敏夫君） 西丸消防長。

○消防長（西丸強君） そのとおりでございます。

○議長（川野敏夫君） 下山則義さん。

○4番（下山則義君） もちろんそれは行政のほうでも、担当する所管のほうでも押さえておらるということによろしいのでしょうか。

○議長（川野敏夫君） 西丸消防長。

○消防長（西丸強君） 消防の情報は市の担当部局とも情報の横を密にしておりますので、その情報は当然持っているということでございます。

○議長（川野敏夫君） 下山則義さん。

○4番（下山則義君） 現地の本部と、それと消防本部とのやりとりで状況がわかる。それが本番のときにですよ、行政のほうに知らせる、連絡を取るというそんなような状況というのは、本番のときにはあるのでしょうか。

○議長（川野敏夫君） 渡部総務課長。

○総務課長（渡部一幸君） 本年度の予算でも御説明いたしましたが、消防の無線の受令機いうものをことし購入いたしました。これによりまして消防の通信の情報は全てうちに入ることでございます。

それともう一つ、消防本部のほうに総務部、総務部というのは対策本部の総務部なのですが、職員を1名そこに張りつけて、それと総務のほうの私のほうとの連絡用に無線機もことし用意させていただきました。それで今回そういうテストも行いまして、というのは、情報は全て消防本部のほうにいろいろ入ってきます。一つは無線で入ってくるもの、その無線に入ってくるものにつきましては、先ほど言いました受令機で把握ができると。あと一番多いのが電話で入ってくるのが一番多いということですので、電話の内容につきましてはうちが用意したLTEのトランシーバーでそこに配置した職員からうちのほうに入ってくるということ

で、情報の共有化ができるということで、それを配置しましたので、今回そのテストも行わせていただきました。

○議長（川野敏夫君） 下山則義さん。

○4番（下山則義君） ちょっと順番に理解しているかどうか確認してもらいたいのですが、現地から来るのはまず消防に来るんだと。119番も、それから無線も来るのだと。その消防に入ったものを市役所のほうにも常時入ってこれるような状況を今回行ったと。今までこれなかったと思うのですが、今回そういった形を行ったということでよろしいでしょうか。

○議長（川野敏夫君） 渡部総務課長。

○総務課長（渡部一幸君） その受令機を購入したことによりまして情報が入ってくるということになっております。

○議長（川野敏夫君） 下山則義さん。

○4番（下山則義君） 初めての試みということなんでしょうけれども、その結果といいますか、状況というのはどうだったのでしょうか。

○議長（川野敏夫君） 渡部総務課長。

○総務課長（渡部一幸君） 1日に行いまして、その後議会の部分の対応があったものですから、まだ担当の職員が集まってその辺の反省というのは行っておりませんが、聞いているところの部分でございますと、やっぱり初めてな部分なものですから、どこまでの情報を本部に伝えていいのかという部分で、ちょっと迷った部分もあるということは話では聞いておりますが、基本的には細かいことも全てこちらの方に知らせてくれればということで、話しはしております。

○議長（川野敏夫君） 下山則義さん。

○4番（下山則義君） 初めての試みということで、スムーズにということが全てはいかなかったのかもしれませんが、訓練においてそういうことを常時やるということが、本番についてもしっかりとできる形づくりになるのだということだと思います。恐らく市民の方々から119番で入ってくる情報というは物すごいものがあるのだと思います。それを瞬時に市役所のほうに連絡するというのはなかなか至難の技なのかなと思いますけれども、そういった形づくりもしっかりとお願いするところでございますが、さまざまに洗い出してそのことをやっていかなければならないと思います。その点も答弁いただければと思います。

○議長（川野敏夫君） 渡部総務課長。

○総務課長（渡部一幸君） 議会終了後、担当が集まって話する機会を設ける準備をしておりますので、その辺で、また出てきたものについては今後の対応に参考にしていければなというふうに思っております。

○議長（川野敏夫君） 下山則義さん。

○4番（下山則義君） ぜひともそういう形をしっかりとつくっていただきたいと思います。

とは申せ、その合同招集訓練というのは消防署と消防団との訓練ということがまず土台にあるのだと思いますが、今回は、先ほどの答弁では河川の氾濫に備えて土嚢をつくりましたと。あと炊き出しも行ったんですという答弁がありました。それについて答弁いただければと思いますが、いかがですか。

○議長（川野敏夫君） 西丸消防長。

○消防長（西丸強君） まず私どもの歌志内には2分団があります。1分団は先ほど申しましたように避難誘導と、そのほうに当たってもらいました。もう一つの分団につきましては、河川の氾濫を想定して土嚢の積み工法、基本的な土嚢の積み方の確認を行ったということでござ

います。

また、炊き出しにつきましては、本部に女性消防団員もおりますので、市役所のアルファ米がそういう形で使えることでしたので、炊き出しをやって現地に行って配布したということがあります。

○議長（川野敏夫君） 下山則義さん。

○4番（下山則義君） 現地というところは恐らく皆さんが避難して集まっている場所だというふうに理解いたすのですが、その避難した場所に何人の方々が、大勢の方々が避難されている、その場所でも訓練ということですから、さまざまな説明をする総務だとか、そういった者も説明する、あるいは避難された方々から意見をいただく、質問をいただく、そんなこともあるかと思いますが、何か特段のことというのはあったのでしょうか。

○議長（川野敏夫君） 渡部総務課長。

○総務課長（渡部一幸君） まず、避難所に避難していただいた方を集めまして、ことし買いました段ボールベッド、これを皆さんで組み立ててみましょうということで、その実施訓練をさせていただきました。あとは防災用具とかを展示しておりまして、その辺について御自由に見ていただいて、その辺の展示の説明等をさせていただいております。

私のほうから訓練の講評をさせていただきますと、あと皆さんのほうからいろいろな質問を受けております。その中では、よく出てくる、今までもそうなのですが、家の中にとサイレンが聞こえないというお話ですとかというものをもらいまして、それにお答えさせていただきます。

○議長（川野敏夫君） 下山則義さん。

○4番（下山則義君） 今、市民の方々から意見が出てきたということで、サイレンが聞こえないという話があるのですが、いざ本番のときというのは、これは恐らくや消防団や消防署員の方々がもう大声で騒ぎという状況があつて、もう避難をしなければならないんだということになっているのだと思うのですが、サイレンが聞こえない云々ということに関してはどのように説明されたのか、答弁いただければと思います。

○議長（川野敏夫君） 渡部総務課長。

○総務課長（渡部一幸君） まず、その方にお話ししたのは、避難の開始はサイレンで行うものではないので、事前にいろいろな方法で皆さんにお伝えして、それで避難をしてもらうということですのでということです。ただ、サイレンが聞こえない、イコール放送も聞こえないということにも通じますので、その辺についてはうちのほうの部分で、ちょっと弱いとこなのかなという部分でございまして、説明させていただいたのは、ことし予算のときもお話ししましたが、自動音声応答装置というものをつけさせていただきまして、もし何かちょっと聞こえたものがあつて中味がわからなければ、この番号にかけていただければ自動的にその案内も聞こえるようになっておりますということの説明、この辺につきましては広報等でお知らせしておりますというお話もさせていただきました。

いずれにしても、そのほかには、消防の車、市の車等で走って回りますよというお話もさせていただきます。ただ、そういった放送が聞こえないという部分につきましては、当方の課題でもございますので、今後いろいろな方法を考えていきたいというふうにもお知らせをさせていただきました。

○議長（川野敏夫君） 下山則義さん。

○4番（下山則義君） その地区の課題ということで聞かせていただきます。

それと、避難をする前に、要するに三つの状況があるというふう聞いています。まず、避

難指示、これは必ず避難してください、その前に勧告、その前に準備、そこに以前に高齢の方々や身体に不自由のある方々については、どこで避難するというのも聞いた記憶があるのですが、そういったこともしっかりと皆さんに説明ということをお願いしてよろしいでしょうか。

○議長（川野敏夫君） 渡部総務課長。

○総務課長（渡部一幸君） 今回の説明の中にはなかったかと思いますが、そういった説明をしている箇所もございます。その場所、場所によってちょっと説明の内容がばらばらになって申しわけないのですが、基本的な部分を今後取りまとめて各訓練の際にはそういった要点について必ず漏れがないようにしたいというふうには思っております。

○議長（川野敏夫君） 下山則義さん。

○4番（下山則義君） わかりました。

ともかくこの訓練というのは、いざというときのためのものでありますから、ここでやったもの、成功したではなくて何がまずかったのかということをしつかりと洗い出して、それを重点的にこの次本番に備える状況づくりが必要だと思っております。そのことにつきまして改めてお願いして次の質問に移りたいと思っております。

次の質問であります。歌志内市の川に堆積されている土砂、あるいは立木等のもの、あるいは流されてきている流木、そういったものについての質問であります。私はきょう一番最後の質問ですので、私以外にもたくさんの方々がこれを聞いて、答弁もいただいている状況でございます。

今回私が先ほどいただきました答弁も、その中に何となく入っているのが全てなのかなという思いでございます。

ただ、私の前の議員の方々からも話の中に出ました、議会報告会へ今回一番出てきたのが、この災害の内容のことでございます。ですから、やはり一番興味を持つというよりも、もう興味を持たざるを得ないような状況のものが今の歌志内市民にはあるのだろうという思いでございます。

ですから、そういったものを先ほど建設課長のほうから答弁いただきましたが、なるべく早目に、そしてその地域にいる方々がどのような状況の思いを持っているのかということも、しっかりと知った上で対処していただきたいと、そのように思いますが、いかがでしょうか。

○議長（川野敏夫君） 柴田建設課長。

○建設課長（柴田一孔君） 市のパトロールも含めて地域から要望あった案件につきましては、スピーディーに北海道の方に要請して対処してもらうよう今後も努めてまいります。

○議長（川野敏夫君） 下山則義さん。

○4番（下山則義君） その中には、本川とペンケ歌志内川とその支流の川ということで区別して質問させていただきましたが、支流の川となると歌志内市がするということになるのかなというふうに思うのですが、それについてはいかがでしょうか。

○議長（川野敏夫君） 柴田建設課長。

○建設課長（柴田一孔君） そうでございます。支流について歌志内市の管理する河川でございます。また、この河川につきましてはの上流についての例えば土砂ダムの建設等については振興局等による要望を経て建設ということになります。

○議長（川野敏夫君） 下山則義さん。

○4番（下山則義君） わかりました。ともかく市民の方々が安全に暮らすために自分たちが、今、何を歌志内市のほうにさせていただきたいのかということが今回の一番が私はこれだと

思うのですよね。災害の起きない状況を少しでも構築していただきたい、そのような思いでございます。

次の質問に移ります。

美山のバス停ということで質問させていただきました。

この質問に際して以前に第2回定例議会の中で、補正予算の関係で私のほうで質疑をさせていただいているものがございます。そして、34万3,000円という金額を使ってこのバス停の屋根の修復なのですかという、どこの部分の修復なのですかという質疑をいたしました。すると屋根の修復ですと。34万円という金額が妥当な金額なのですかという質問に対して、安全のために足場を設けますと。その足場が3分の1ほどかかるんです。消費税云々が入っているものもあるのですが、そういった答弁がございました。そして先ほどの答弁でございますけれども、屋根の部分はそのままの状況で使うのですと。そしてそのほかにいす、私も正直見て知っていますが、ちょっと喜んで座りたいなといういすではなかったような気がします。

それと同時に、囲われている中の下のほうにある壁が鉄板のほうが腐食して、ちょっとこれは余りここに常に来たくないなというそんな思いのあるような状況のものでございました。

ただ、ちょっと気になるところは、私がもしかしたら間違っているのかもしれませんが、勉強不足で申しわけないのですが、今回は災害の復旧というお金で予算で出ているわけですが、災害の復旧には余りお金をかけない状況でほかのものを修復しますよというのは、こういうのとはどうなんですかね、何ともないものなのでしょうか、答弁をお願いします。

○議長（川野敏夫君） 小玉市民課長。

○市民課長（小玉和彦君） 今回のバス停留所の関係につきましては、4月の強風による関係で災害復旧として出させていただいたところでございます。

それで、工事の内容につきましては、当初屋根全面の工事ということで、安全対策として後ろのほう危険回避のための足場設置、これが高いということで御説明させていただいたところ です。

それで、見積もり合わせを実施して業者が決まった時点で、工事を進めるに当たって業者と協議を進めたという中で、屋根がとても丈夫だということで全面を取りかえる必要がないので、そこら辺は一部補修強化というか、そういうものをして災害復旧に当てたと。そして側の鉄板、これについても大分強風でやはり錆等があってゆがみやすいということの中での強風が当たったということでございます。これらの屋根についても、側についても、これは災害復旧ということでやらせていただいております。

その中で、ベンチこれについては3万円程度ですけれども、その災害復旧の中に包含させていただいて一緒に災害復旧として、バス停の機能を元どおりにするというところで、工事をさせていただいているということでございます。

○議長（川野敏夫君） 下山則義さん。

○4番（下山則義君） 災害復旧ということで、今回行われた工事が妥当なものなのか、これは災害で物を復旧するという、私も無学なものですからちょっと調べますと、災害というのはまず地震や台風そういう自然災害によって、あるいは事故や火災、伝染病などによって受ける思わぬ災いと、そのような言葉がついているんですよね。そういった災い、そして復旧というのは壊れたものや乱れたものを元の状況に戻す、これが復旧の定義なんですよ。

災害復旧となると、自然の風だとか、台風だとか、嵐だとか、そういったもので、ほかに火事だとか人的なもので形の壊れたものを直すのも、これは形状であり、そして強度であり、そういったものを元に戻す、これが災害復旧の定義だと私は思うのですよ。まず、それ間違っ

いるかどうか答弁をいただきます。

○議長（川野敏夫君） 小玉市民課長。

○市民課長（小玉和彦君） 災害復旧ということですが、本来の原形復旧という部分で直すということだというふうに思っております。

○議長（川野敏夫君） 下山則義さん。

○4番（下山則義君） 私は、そこにいすが入っていくのはどうなのかと思いますね。ただ、直した後にいすに座ってみたにすごく気持ちいいですよ。ただ、その災害復旧の金額の中で、それが3万円というふうなことで、今答弁いただきましたけれども、それがどうなのかなということと考えます。もう1回答弁をお願いします。

○議長（川野敏夫君） 小玉市民課長。

○市民課長（小玉和彦君） 主たる災害復旧の屋根と側の鉄板ということの中が主たるものの災害復旧のものです。これに付随した包含されたものの一部ということで少額のものということで、あくまでもバス停機能を災害復旧で直すということになりますので、それも含めた中での工事ということで施工させていただいたところでございます。

○議長（川野敏夫君） 下山則義さん。

○4番（下山則義君） わかりました。そのように聞かせていただきます。

それと、以前の第2回定例会のときの質疑の中で足場をつくりますと、それは屋根を直すのに必要で安全のために足場をつくるのですということでした。今回その足場というのはどうだったのでしょうか。

○議長（川野敏夫君） 小玉市民課長。

○市民課長（小玉和彦君） 当初は、屋根を全面取りかえするというので、三方を大がかりな足場を組むということで予定しておりました。今回一部の補修ということで、簡易的な足場ということで、これは余りお金がかからないのだというところでございます。

○議長（川野敏夫君） 下山則義さん。

○4番（下山則義君） 正直簡易的な足場となると三脚を立てて、それに足場板を渡すその程度のものだと思いますが、ただ、当時の屋根の傷んでいる状況を見ますと、それだけの足場では私はないのではないかと思います。後ろから押し込まなければならないもの、上に上がってビスを外して差し込むために力を加えなければならない場面、そういうものも数あったかと思うのですよ。安全対策のためにつくる足場、それをつくらないというのは工事をしっかりと仕上げる、あるいは安全にという面から見てもどうなのかなという思いです。上に上がらないというのであれば、最終的にペンキを塗りましたよね、上に上がっての作業ですよ。それにはその安全ということにはかかわらなくてよかったのでしょうか。答弁をお願いいたします。

○議長（川野敏夫君） 小玉市民課長。

○市民課長（小玉和彦君） 本格的な大きな足場でなく簡易的な足場で十分だったというふうには、業者からは聞いております。

○議長（川野敏夫君） 下山則義さん。

○4番（下山則義君） あと課長、現地を見られましたか。

○議長（川野敏夫君） 小玉市民課長。

○市民課長（小玉和彦君） 今週行ってまいりました。

○議長（川野敏夫君） 下山則義さん。

○4番（下山則義君） 当時の足場をつくるときに、裏にのり面がありますと。それなので、

のり面の関係でそのような足場をつくらなければならないと、のり面といたら切り土、盛り土、それで一律の自然ののり面というのがありますけれども、桁外れで違うような場所だったと思うのですよ。それがありますので3分の1の予算ですというのが、まずどうなのかなという思いと、今回も上に上がって作業があるのに、安全と言いながら簡易的な三脚の上に足場板を乗せるだけのもので大丈夫だなどは到底思えないと思うのですけれども、いかがでしょうか。

○議長（川野敏夫君） 小玉市民課長。

○市民課長（小玉和彦君） 4月18日の強風の次の日に現地を確認したときに、バス停の後ろ側の段差が大分落ちているということで、これは危ないというふうな認識を私はしております。その中で工事の人命にかかわる何か起きたらまずいということで、やはりそこら辺の安全対策としての当初の大きな足場を考えていたということでございました。大きな足場というのは三方を後ろ囲んでということで、やはりお金が相当かかる、3分の1かかるということでありましたけれども、今回は全部を取りかえるわけではなくて一部の補修と、それと塗装ということでありまして、そこまで大きな金額のかかる足場ではなかったというふうに理解しております。

○議長（川野敏夫君） 下山則義さん。

○4番（下山則義君） 確かに三方やって、その90センチの幅なのか、あるいは60センチの幅なのかわかりませんが、三方コの字に囲うようにしてとなると、結構な金額になるのかなと思いつつも、恐らく2段の足場で横の部分についてはのり面になっていましたけれども、片面も2段、そういったことを考えますと、私はやっぱり危ないというのであれば、危険だというのであれば屋根に上がってやるのですから、答弁にあったように、足場を正確につくってやるのが安全の第一策なのかなと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（川野敏夫君） 小玉市民課長。

○市民課長（小玉和彦君） 工事の屋根の全面的取りかえと、今回一部の補修という工事の違いということで、当然安全対策が変わってきているのだろうというふうに理解しております。

○議長（川野敏夫君） 下山則義さん。

○4番（下山則義君） わかりました。

足場はしなかったということで、金額のほうはそれでは縮むと、何と云うのでしょうか圧縮されるということでよろしいのでしょうか。

○議長（川野敏夫君） 小玉市民課長。

○市民課長（小玉和彦君） 当初の工事の予定としては3分の1程度、10万円を超えるような足場でしたけれども、今回は1万円程度というようなことの足場ということになって、脚立足場というふうになっております。

○議長（川野敏夫君） 下山則義さん。

○4番（下山則義君） わかりました。

それでは、次の質問に移らせていただきます。

これは以前から歌神の2区の山の上のほうの住宅、そこが強風のために1棟の屋根の鉄板がはがれましたと。それを直すか直さないかということから始まって、いずれはそういう計画があるので、それを前倒しにして皆さんどうでしょうかということ、さまざまに説明されて今の形があるのだと思います。

前の課長の説明から言いますと、何となくそういう話がいずれ出てくるのだろうという市民の方々の思いで、その屋根がはがれたところに住んでいる人以外もスムーズに決まってし



まったというようなことを聞いていますが、そんな関係ですと、コンパクトシティーにするための流れがどんどん早くなっているんだということを聞いていいのでしょうか。

○議長（川野敏夫君） 柴田建設課長。

○建設課長（柴田一孔君） コンパクトシティーでございますけれども、平成19年度から歌神第2団地、そして、桜ヶ岡地区、そして神威の桜沢地区、そして日の出団地というふうにやってきております。歌神2区につきましては、平成29年度に説明会を開いて、30年度にということで長寿命化の中でも考えておりました。これにつきましては、事前に全体の説明会をしなければ、国庫補助事業の補助金が対象にならないということになっております。

しかしながら、今回につきましては、屋根が飛んだことによりまして全体の説明会を開いて、そして、振興局とも協議させていただいて、移転の補助金の対象とすることで進めさせていただいたところでございます。

進捗状況については平成29、30、31年の3年以内に移転をしていただければということで協力を求めたところでございまして22戸中15件が、今、移転について協力をさせていただいたところでございまして、残る7件については今現在もいろいろ検討をさせていただいているところでございますし、その中でも年度内に移転を考えるという方もいらっしゃるかなと思います。

いずれにいたしましても、本年、平成30、31年の3カ年が今の進捗状況でございます。

○議長（川野敏夫君） 下山則義さん。

○4番（下山則義君） 今の説明の中で、順調にいつているんですということ、それはわかりました。ただ、移っていただくということが出てきているわけですから、本当にしっかりとした説明とその入っている方々が、うん、これはいいでしょうと満足を与える状況づくりの整備というのが絶対に必要だと思うのですが、そういったものに関するお考えをお伺いしたいと思います。

○議長（川野敏夫君） 柴田建設課長。

○建設課長（柴田一孔君） そのとおりだと思います。移転に協力していただくことでございますので、移転先を内覧していただいて御要望をかなえるように親切丁寧に対応をしているところでございますし、これからもそうしてまいりたいというふうに考えております。

○議長（川野敏夫君） 下山則義さん。

○4番（下山則義君） 正直言いますと、私も移転した方のところに呼ばれていろいろな話を聞いたのですが、非常に満足していると話をききますね。だんだんと減ってきているということもあって、私たちもいずれはという考えのもとにおられた、でもこういう言い方がどうなのかちょっとわかりませんが、ある意味一つのチャンスだったのかもしれないですねと、そんなことを言いながら、今の住んでいるところに満足しているという話を聞いています。その流れをしっかりとつくって、全員が市外に出ることなく歌志内に、そして、後々も住みやすい状況づくりということをお願いするところでございます。

次の質問に移ります。

避難訓練についてでございます。

まず、市立病院のことでお伺いいたしました。こういった施設、年に2回でしたか防火管理者指示のもとということをお伺いしますが、市立病院のほうではどのような形で、入院されている方がおられます。その方々に、さあ動いてもらいますよということが、なかなかいかないのだとは思いますが、市立病院ではどのような訓練の内容を行っているのか、答弁をお願いいたします。

○議長（川野敏夫君） 金子市立病院事務長。

○市立病院事務長（金子浩君） 市立病院の避難訓練につきましては、年2回実施しております。昨年度は1回目は9月29日に医師など30名が参加、2回目は3月28日に29名が参加しまして、通報訓練、避難訓練、消火訓練を実施いたしました。

通報訓練につきましては、消防への通報や院内放送で非常放送を行う訓練、避難訓練につきましては避難誘導を初め、2階病室から避難場所までの担架による人員搬送訓練。

消火訓練につきましては、屋内消火栓、消火器を使用した初期消火の訓練を実施しております。

なお、1回目につきましては、しらかば荘、神威町内会との三者で災害等に関する協定書を平成25年度に取り交わしていることから、三者合同で避難訓練を実施いたしました。また、2回目につきましては、初めて夜間を想定した訓練を実施しております。

なお、本年度につきましては、9月と3月に昨年度と同様の訓練を予定しております。

○議長（川野敏夫君） 下山則義さん。

○4番（下山則義君） 訓練に際しては先ほども答弁の中にあつたかと思ひます。その人的な運ぶということになるのでしょうか、誘導をするということになるのでしょうか、そういった入院されている方も一緒になっての訓練なのでしょうか。

○議長（川野敏夫君） 金子市立病院事務長。

○市立病院事務長（金子浩君） 実際には、搬送訓練でありますけれども、患者さんを運んでということはありません。ただ、消防のほうからダミーを借りてきまして、それを担架に乗せて搬送するというような訓練を行っております。

○議長（川野敏夫君） 下山則義さん。

○4番（下山則義君） 確かに60名近くの方々が常時そこにいる。夜間であればその動ける人員も少ないということから、助けに来てくれる方々、町内会の方々ですとかあとは消防、消防団ですよ。そういった方々の助けをいただかなければならないのですが、まず最初にしなければならぬのは初期段階で小さく収めるということが一番肝心なのだと思います。特に火災訓練においては必要になると思います。そういった面ではやはりそこで勤めている方々がしっかりとその状況を把握して、すぐ動ける態勢づくりが必要なのだと思います。そういった訓練を今回もされておられると思うのですが、何度も何度もやっている、いいとこいつてますよと、そんなような状況で聞いていいのでしょうか。

○議長（川野敏夫君） 金子市立病院事務長。

○市立病院事務長（金子浩君） 通常の日中の訓練につきましては、毎年やっておりますので、その辺はスムーズにいつているのかなと思ひますけれども、ただ、昨年度初めて夜間の訓練ということを行いまして、やはり実際には夜間の体制の医師1名と病棟看護師2名、看護助手1名、夜警員1名の5名で火災を想定して訓練を行いました。実際には初めてということもありまして、火災を確認して消防に通報するまでには時間がかかったということで、実際にはスムーズにいかなかったのかなという部分であります。

これが本当の火災であれば、実際にパニック状態になって、正直何もできないような状況が生まれるのではないかなと思ひます。実際夜間であれば、できることは限られると思ひますので、まずは一刻も早く消防のほうに連絡するとともに、初期消火という部分が重要だと今回認識いたしました。

今後におきましても、夜間を想定した訓練を実施しまして、初動対応が適切に行えるようにしていきたいと思ひます。

○議長（川野敏夫君） 下山則義さん。

○4番（下山則義君） 中に入院されている方がおられますので、まずその人たちの人命を、その前には通報する、そして初期消火ができるのであればそれをやる、そんなような状況もしっかりとつくってもらいたいと思います。

もう一つ、今から4年前だったと記憶しているのですが、両方の階段が使えないような状況、そのときには逃げるような態勢をつくれないうのでしょうかという質問をした経緯があります。その関係で、すぐ答弁はできないのだけれども、その専門的な知識を持っている方と話をしながら確認してみましようということで、その後2カ月ぐらい経ってから、当時の事務長に呼ばれて、こういった形になりましたよということで、窓からひさしのところへ出れる、そんな非常口を見せていただいた経緯があります。恐らくや4年前、使ったことも一度もありません。こんなもの使うものではありません、あるのは本当にお守りのように備えつけているものだと思いますが、それで私はいいいと思うのですが、それをそういったものがあるのだと、そして、それを使うときにどういった形で使うのだと、その最終的にはどうなるのだということを職員の方々が知っておられるか、鍵がついてました。その鍵がどこにあるのかという、そういったことも職員の方々がしっかり把握しておられるのか説明をいただきたいと思います。

○議長（川野敏夫君） 金子市立病院事務長。

○市立病院事務長（金子浩君） これは平成25年の定例会で避難通路確保ということで質問がありまして、しらかば荘への渡り廊下設置を検討した経緯がありまして、ただ建築基準法上これは認められないということで、その代替案として2階の道道側の廊下の正面玄関側に避難用の窓を設置したという経緯があります。

これ設置した当時は、病院にいる職員皆さんに周知はして、わかっているかと思うのですが、ただその後、採用された職員ですとか人事異動で異動してきた職員、こういった方はその存在を知らない方もいる可能性もありますので、その部分につきましては、また再度窓の存在を説明して、また鍵のある場所も伝えていきたいなど、このように思っております。

○議長（川野敏夫君） 下山則義さん。

○4番（下山則義君） きょうの最終的な質問になろうかと思います。この訓練で皆さんが何をしなければならぬのかというよりも、懸命にやってその一番まずかったところを洗い出す、これが一番の課題なのだと思います。そして、それに対してどう直していくのか、どのようにすればいいのかということ、最終的に求めていく、そんなものが訓練、そして、この火災に対する対処法を学ぶ、そのようなものなのだと思います。

あと今、歌志内では高齢者、そして身体の不自由な方々ももちろんそうですね、特に高齢者の方が多い、そういった面から言いますと、先ほどの答弁の中にもいろいろとありましたけれども、地域の方々にお手伝いをいただく。そして、これを消防署や消防団が来るまでの間になろうかと思います。あとは消防団、消防署の方々がその体力任せでどんどんと避難させるということが必要になってくるのだらうと思いますが、最終的にそういった形づくりというのはやっぱり消防のほうになるのかな。そして、消防団のほうになるのかなという思いでございます。

今回の総合的な訓練の状況、そして、総括をいただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（川野敏夫君） 西丸消防長。

○消防長（西丸強君） まず、先ほど事務長のほうから訓練の話がありましたが、訓練がうまくいかなかったという話を私も聞いております。ただ、その訓練を踏まえて、次はどうやったら

いいのかと私どもも指導して、災害のときはそうならないようにやっていくことが訓練だと思いますので、私どももしっかりと指導して、それを踏まえてやっていきたいなと思っております。

また、今回の非常招集訓練の総括と申しますか、やはり自助・共助・公助だと思います。その部分の自助、共助をどう動くのか、私たち公助の部分につきましては、災害が大きくなればなるほどやる部分は小さくなると思いますが、持っている資機材をフルに活用しまして活動したいなというふうに思っております。

○議長（川野敏夫君） 下山則義さん。

○4番（下山則義君） 最終的に今回の訓練の中での総括を今いただきました。

あとどうしても対策の本部長のそのコメントもいただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（川野敏夫君） 村上市長。

○市長（村上隆興君） いろいろ御答弁申し上げましたが、その中でうまくいかなかったという反省点も多々あるようでございます。うまくいかなかったで済む問題ではありません。人命にかかわる問題、特に病院については、我々私共がお受けしている患者の皆さんというのは寝たきりさんがほとんどでございます。私も病院の火災のときに経験がございますが、訓練を受けていても、なおかつそのときにはパニックになるという、そういう状況を経験しております。

したがって、地域の方に応援していただくといっても、火災現場というのは素人が入るものではございません。これはおっしゃるように職団員の皆さんに全面的に依存しなければならないという部分がありますが、全て私たちが考えなければならないのは患者の安全でございます。

したがって、ここのところ反省点も多々あるようでございますから、十分今後消防の指導を受けて研究し、必要な部分については対応してまいりたいと思います。

以上です。

○議長（川野敏夫君） 下山則義さん。

○4番（下山則義君） わかりました。

これで、本日の私の一般質問を終了いたします。

以上でございます。

○議長（川野敏夫君） 下山則義さんの質問を打ち切ります。

ここで、午後1時5分まで休憩いたします。

午後 0時07分 休憩

---

午後 1時01分 再開

○議長（川野敏夫君） 休憩を解いて、会議を再開いたします。

#### 意見書案第15号から意見書案第16号まで

○議長（川野敏夫君） 日程第4 意見書案第15号から日程第5 意見書案第16号までを一括議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

湯浅礼子さん。

○1番（湯浅礼子君）　－登壇－

意見書案第15号食品衛生管理の国際標準化を求める意見書（案）、意見書案第16号小中学校におけるプログラミング必修化に対して支援を求める意見書（案）。

以上2件の議案について、歌志内市議会会議規則第13条の規定により、別紙のとおり提出いたします。

本意見書（案）につきましては、お手元に配付しております内容により、関係機関に提出するものです。内容の趣旨説明については読み上げを省略いたしますが、地方自治法第99条の規定により意見書を提出いたしますので、議決くださいますよう、よろしくお願い申し上げます。

以上でございます。

---

（以下は、朗読を経ないが掲載する。）

食品衛生管理の国際標準化を求める意見書（案）

食品の衛生管理は、先進国を中心にHACCPが義務化されているが、我が国においては、HACCPの導入が遅れている。

食品流通の国際化を目指し、東京オリンピック・パラリンピック等を見据えた我が国の食品衛生管理の水準を国内外に示す必要がある。そのため、厚生労働省では、国内の食品の安全性のさらなる向上のためにHACCPによる衛生管理の制度化等の食品衛生規制の見直しを進めている。

農林水産省の調査によると、食品製造業におけるHACCPの導入状況は、売上げが100億円以上の大手企業だけでみると8割以上である一方、小規模事業所を含めた食品製造業全体では3割以下にとどまっている。

また、食品衛生法の営業許可業種は34業種であるが、これら以外に都道府県等の条例で許可業種となっているものもある。

食品用器具及び容器包装についても、欧米等で使用が禁止されている物質であっても、個別の規格基準を定めない限りただちに規制できないなどの課題がある。

さらには、厚生労働大臣又は都道府県知事からの回収命令や廃棄命令によらず事業者が自主的に食品の回収等を行った場合、食品衛生法にはその報告を義務付ける規定がない。

そこで、食品流通の多様化や国際化等を踏まえ、食品衛生管理の制度の見直しを進め食品の安全の確保を図るべきである。

記

1. 消費者を第一に考え、食品の製造・加工、調理、販売等のフードチェーン全体での取組を進め、衛生管理を「見える化」すること。
2. HACCPによる衛生管理の制度化にあたっては、食品ごとの特性や事業者の状況等を踏まえ、小規模事業者等に十分配慮した実現可能な方法で十分な準備期間を設け取組を進めること。
3. すべての食品事業者がHACCPによる衛生管理に取り組むことを踏まえ、営業許可制度の見直しも合わせて進めること。その際には施設基準などを定める都道府県等の条例に配慮すること。
4. 食品用器具・容器包装の規制にポジティブリスト制度の導入を検討するなど、欧米等との整合性を図ること。
5. 食品事業者が製造した製品や輸入した製品を自主回収する場合には、その情報を把握する

仕組みを検討すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出いたします。

平成29年9月7日

北海道歌志内市議会

提出先

内閣総理大臣、厚生労働大臣

(以下は、朗読を経ないが掲載する。)

小中学校におけるプログラミング必修化に対して支援を求める意見書(案)

インターネットの単なる普及に止まらず、インターネットを活用したIoTの活用分野の拡大、自動車の自動運転をも可能とするAI(人工知能)の開発など、近年におけるIT技術の発展は著しく、「第四次産業革命」とも呼ばれる大きな転換期を迎えている。

新たなニーズに対応し得る人材の確保は世界的にも共通のものとなっており、我が国においてもグローバルに活躍し得る人材を育成する上で、ITスキルの向上は不可欠なものであるが、2016年に経済産業省が発表した資料によると、2015年時点でIT人材不足数は約17万1000人、2030年には最大で約79万人が不足すると試算されている。

2020年にプログラミングが小学校において必修化されることに伴い、各都道府県教育委員会において、人材育成、指導内容等について、独自に試行錯誤を繰り返しているが、「どの分野に力点を置き、いかなる人材を養成すべきか」との課題は残されたままである。地域間の格差を是正するためにも、中核となる指導内容については全国共通のものとなることが求められる。

一般家庭におけるIT機器の普及は著しく、児童生徒たちは幼少期より一定程度IT機器に接することが珍しくない中で、教員に求められる技能は自ずと高いものとならざるを得ない。このことから、近年、特に顕著となっている教職員の多忙化に拍車をかけることとなりかねず、外部人材の活用など、人的あるいは財政的支援が必要となる。

従来、小中学校におけるIT機器の整備は、主に基礎自治体に委ねられてきたものの、自治体の財政力により整備状況に大きな差が生じているのが実状である。プログラミング教育において、自治体間の格差を是正するためにも、指導上必要となる機器の整備などに対する財政措置が求められる。

また、小学校でのプログラミング授業を先行実施している一部基礎自治体(千葉県柏市など)において先行して実施されているものとの整合性など、既にいくつかの課題が散見される。

そこで、以下の3点について要望する。

記

1. 早期にプログラミングの指導の概要について明らかにすること。
2. 円滑な指導を行うため、自治体間の格差を是正するために必要な財政措置を行うこと。
3. 民間の人材を積極的に活用したり、小規模な自治体などにおいて適正な人員配置が困難な場合など、広域での対応を認めるなど、弾力的な人材配置を認めること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出いたします。

平成29年9月7日

北海道歌志内市議会

提出先

○議長（川野敏夫君） 意見書案第15号食品衛生管理の国際標準化を求める意見書案について質疑に入ります。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（川野敏夫君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

これより、討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（川野敏夫君） 討論なしと認め、討論を終わります。

これより、意見書案第15号について、起立により採決をいたします。

ただいまの意見書案に賛成する議員の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（川野敏夫君） 起立多数であります。

したがって、意見書案第15号は、原案のとおり可決されました。

意見書案第16号小中学校におけるプログラミング必修化に対して支援を求める意見書案については、質疑及び討論を省略し、直ちに採決したいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（川野敏夫君） 御異議なしと認めます。

本件は、質疑及び討論を省略し、直ちに採決することに決しました。

これより、意見書案第16号について採決をいたします。

ただいまの意見書案については、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（川野敏夫君） 御異議なしと認めます。

したがって、意見書案第16号は、原案のとおり可決されました。

#### 意見書案第17号から意見書案第19号まで

○議長（川野敏夫君） 日程第6 意見書案第17号から日程第8 意見書案第19号までを一括議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

本田加津子さん。

○6番（本田加津子君） ー登壇ー

意見書案第17号適正な地方財政計画の策定を求める意見書（案）、意見書案第18号教職員の長時間労働是正を求める意見書（案）、意見書案第19号道教委「新たな高校教育に関する指針」を抜本的に見直しすべての子どもにゆたかな学びを保障する高校教育を求める意見書（案）。

以上3件の議案について、歌志内市議会会議規則第13条の規定により、別紙のとおり提出いたします。

本意見書（案）につきましては、お手元に配付しております内容により、関係機関に提出するものです。内容の趣旨説明については読み上げを省略いたしますが、地方自治法第99条の規定により意見書を提出いたしますので、議決くださいますよう、よろしくお願い申し上げます。

す。

以上です。

---

(以下は、朗読を経ないが掲載する。)

#### 適正な地方財政計画の策定を求める意見書(案)

財務大臣の諮問機関である財政制度等審議会は5月29日、『「経済・財政再生計画」の着実な実施に向けた建議』を取りまとめ、地方自治体における基金残高が2015年度決算で21兆円の規模になっており、10年前と比較し7.9兆円増加していることなどを理由に、基金残高を地方財政計画へ反映するよう求めました。こうした地方の基金残高をめぐっては、内閣総理大臣を議長とする経済財政諮問会議でも同様の議論がされ、6月9日に閣議決定された「経済財政運営と改革の基本方針2017」では、「地方公共団体の基金について、総務省は、各地方公共団体における状況を調査し、団体による積立金の現在高や増加幅の程度の差異を含め、その増加の背景・要因を把握・分析する」とされました。

地方自治体では、この間、厳しい財政事情を抱えながら、国を上回る行財政改革を実施するなかで、子育て支援策の充実と保育人材の確保、高齢化の進行に応じた医療・介護体制の構築、地域交通の維持などへ財源を捻出してきました。加えて、今後は地方版創生総合戦略の実行、老朽化する公共施設等の適正な管理・維持などにも取り組む必要がありますし、不慮の自然災害などによる歳出増、不況時の歳入減などにも対応が求められています。

地方財政法(第4条の2)では健全な財政運営のため年度間調整を要請していますが、財政調達に限りがある地方自治体において各種の基金を活用するのは必然ですし、基金は将来の行政需要に対して各自治体における不断の行財政改革による努力によって積み上げられたものであることを理解すべきです。地方の基金残高が増加していることをもって、これを地方財政計画に反映することは地方を疲弊させるものであり、認められません。

つきましては、2018年度の政府予算と地方財政の検討にあたり、政府に以下の事項の実現を求めます。

#### 記

1. 地方自治体の基金は、2004年度の地方交付税・臨時財政対策債の一般財源の大幅削減による自治体財政危機、自治体にかかわる国の突然な政策変更、リーマンショックなどの経済環境変動下でも、災害の復旧・復興や住民の福祉向上のために必要な事業に対応できるよう、財政支出の削減等に努めながら積み立てたものであり、これを地方財政計画へ反映しないこと。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出いたします。

平成29年9月7日

北海道歌志内市議会

提出先

内閣総理大臣、総務大臣、財務大臣

---

(以下は、朗読を経ないが掲載する。)

#### 教職員の長時間労働是正を求める意見書(案)

文科省の2016年度「公立小中学校教員の勤務実態調査」結果において、厚労省が過労死の労災認定の目安としている月80時間超の残業に相当する教員が、小学校33.5%、中学校57.6%に達することが明らかになりました。また、同年の連合総研の調査においても、



小学校72.9%、中学校86.9%の教員が「過労死レベル」となる超勤を行っている過酷な勤務実態が明らかになりました。これでは、教職員がゆとりをもって子どもたちに向き合い、子どもに寄り添った教育を行うことは困難です。この背景には、教育職員は「給特法」により労基法一部適用除外となっているなど法制度の問題や35人以下学級など少人数学級・定数改善が行われていないこと、「学習指導要領」に規定される授業時数が多いことで日課が過密化していること、中学校の過熱化する部活動、加えて「全国学力・学習状況調査」の実施とそれに向けた「学力向上策」などが求められ教員一人ひとりの業務負担が著しく増加していること、など様々な要因があります。

こうした状況を受け文科省は、「学校が教員の長時間勤務に支えられている状況には限界がある」として、中央教育審議会に改善策の検討を諮問し、中教審等での議論が開始されました。一方、政府の「働き方改革」においては、教職員は「給特法」により「労基法」の一部適用除外となっているとして、議論の対象外とされています。

「給特法」制定時の文部省「教員勤務状況調査」では、教員の時間外勤務は、週あたり小学校1時間20分、中学校2時間30分、平均1時間48分で、これをもとに約4パーセント（月8時間程度）に相当するとして教職調整額が積算されましたが、現在は「給特法」制定当時と大きく異なり、超勤が無制限・無定量となっています。

現在、長時間労働が社会問題化し「働き方改革」が求められている中で、教職員についても、実効性ある超過勤務削減策が急務となっています。

以上のことから、次の事項について意見します。

#### 記

1. 教職員の長時間労働是正に向け、「給特法」の改廃を含め、抜本的な法整備を行うよう国に働きかけること。
2. 当面、現行「給特法・条例」下においては、道教委「修学旅行の引率業務に従事する道立学校職員の勤務時間の割振り等に関する要領」における対象業務の拡大や運用の改善など、実効ある超勤解消策を早急に講ずるとともに、長期休業期間中の校外研修の保障など、教職員の勤務条件・教育条件の改善を図ること。
3. 部活動を社会教育に移行するよう国に働きかけること。当面、部活動過熱化防止策を全道すべての学校で徹底すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出いたします。

平成29年9月7日

北海道歌志内市議会

提出先

北海道知事、北海道教育委員会教育長

---

(以下は、朗読を経ないが掲載する。)

道教委「新たな高校教育に関する指針」を抜本的に見直しすべての子どもにゆたかな学びを保障する高校教育を求める意見書(案)

道教委は、「新たな高校教育に関する指針(2006年)」にもとづき、毎年度「公立高等学校配置計画」を決定し、「望ましい学校規模」を「40人学級で4～8学級」として、高等学校の募集停止や再編・統合を行ってきました。これによって、2007年からの10年間で、道内の公立高校は統廃合により42校減少し、公立高校のない市町村は50と増加しました。2018～20年度の「公立高等学校配置計画案」でも再編・統合により40校42学級

と大規模な削減になっています。

「配置計画」で地元の高校を奪われた子どもたちは、遠距離通学や下宿生活等を余儀なくされ、精神的・身体的な負担は増大するとともに、保護者の経済的負担の増大も報告されています。また、子どもの進学を機に地元を離れる保護者も現れ、過疎化が進み、経済や産業、文化などに影響を及ぼすなど結果的に地域の活力を削ぐこととなっています。

これらを解消するため、「通学費・制服代・教科書代」補助などの制度を実施や、やむなく町立移管とするなど、地域の高校を存続に向け努力している自治体は数多くあります。これらは本来、道教委が行うべきことであり、各自治体に責任を負わせている道教委は、すべての子どもたちに等しく後期中等教育を保障しなければならない教育行政としての責任を放棄していると言えます。

昨年度道教委は、「新たな高校教育に関する指針」の見直しについて検討し、10月に「『新たな高校教育に関する指針』検討報告書」を公表しました。しかし、「検討報告書」は依然として「望ましい学校規模を4～8学級とし再編整備を進めることを基本」としており、地域の要望や実態を全くふまえたものとなっていません。道教委は、この「報告書」にもとづき来年3月までに「新しい指針」を作成するとしています。これまでの「指針」の問題点を改めず、これまで同様に1学年4～8学級を「望ましい学校規模」、1学級40人に固執すれば、今後も統廃合が進むことは明らかであり、「都市部への一極集中」や「地方の切り捨て」により地域間格差が増大するとともに、北海道地域全体の衰退につながります。

したがって、広大な北海道の実情にそぐわない「新たな高校教育に関する指針」を抜本的に見直し、中学卒業生数の減少期だからこそ、学級定数の見直しを行うなど、地域に高校を存続させ、希望するすべての子どもにゆたかな後期中等教育を保障していくべきです。そのためには、地域の意見・要望を十分反映させ、地域の経済・産業・文化の活性化を展望した新たな「高校配置計画」「高校教育制度」を創り出していくことが必要です。

以上の趣旨にもとづき、次の事項について意見します。

#### 記

1. 道教委が2006年に策定した「新たな高校教育に関する指針」は、地域の教育や文化だけでなく、経済や産業など地域の衰退につながることから、現在検討している「新しい指針」については、これまでの「指針」による「序列化」「高校間格差」「地域間格差」などの問題点を抜本的に見直したものとすること。
2. 高校の学級定員を引き下げる。当面、地域の高校や定時制高校を先行的に30人以下学級とすること。
3. 教育の機会均等と子どもの学習権を保障するため、「遠距離通学費等補助制度」の5年間の年限を撤廃するとともに、以前より高校が存在しない町村から高校へ通学する子どもたちも制度の対象とすること。
4. 地域の高校を存続させるため、「地域キャンパス校」については、道教委が検討している「2年連続20人を下回った場合は統合する」とする「基準の改悪」をしないこと。また、しょうがいのある・なしにかかわらず、希望するすべての子どもが地元の高校へ通うことのできる後期中等教育を保障するため、「地域合同総合高校」の設置など、ゆたかな高校教育を実現するため検討をすすめること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出いたします。

平成29年9月7日

北海道歌志内市議会

提出先

北海道知事、北海道教育委員会教育長

○議長（川野敏夫君） 意見書案第17号適正な地方財政計画の策定を求める意見書案については質疑及び討論を省略し、直ちに採決したいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（川野敏夫君） 御異議なしと認めます。

本件は、質疑及び討論を省略し、直ちに採決することに決しました。

これより、意見書案第17号について採決をいたします。

ただいまの意見書案については、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（川野敏夫君） 御異議なしと認めます。

したがって、意見書案第17号は、原案のとおり可決されました。

意見書案第18号教職員の長時間労働是正を求める意見書案については、質疑及び討論を省略し、直ちに採決したいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（川野敏夫君） 御異議なしと認めます。

本件は、質疑及び討論を省略し、直ちに採決することに決しました。

これより、意見書案第18号について採決をいたします。

ただいまの意見書案については、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（川野敏夫君） 御異議なしと認めます。

したがって、意見書案第18号は、原案のとおり可決されました。

意見書案第19号道教委「新たな高校教育に関する指針」を抜本的に見直しすべての子どもにゆたかな学びを保障する高校教育を求める意見書案については、質疑及び討論を省略し、直ちに採決したいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（川野敏夫君） 御異議なしと認めます。

本件は、質疑及び討論を省略し、直ちに採決することに決しました。

これより、意見書案第19号について採決をいたします。

ただいまの意見書案については、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（川野敏夫君） 御異議なしと認めます。

したがって、意見書案第19号は、原案のとおり可決されました。

## 意見書案第20号

○議長（川野敏夫君） 日程第9 意見書案第20号家族介護はもう限界です！障害児者の生きる基盤となる「暮らしの場」の早急な整備を求める意見書案を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

本田加津子さん。

○6番（本田加津子君） ー登壇ー

意見書案第20号家族介護はもう限界です！障害児者の生きる基盤となる「暮らしの場」の早急な整備を求める意見書（案）。

上記議案を歌志内市議会会議規則第13条の規定により別紙のとおり提出いたします。

本意見書（案）につきましては、お手元に配付しております内容により関係機関に提出するものです。

内容の趣旨説明については読み上げを省略いたしますが、地方自治法第99条の規定により意見書を提出いたしますので、議決くださいますよう、よろしくお願い申し上げます。

以上です。

---

（以下は、朗読を経ないが掲載する。）

家族介護はもう限界です！

障害児者の生きる基盤となる「暮らしの場」の早急な整備を求める意見書（案）

障害があるがゆえに、何らかの社会的支援がなければ生きていけない障害児者は年々増加している。現行の障害福祉施策は、居住サービスはもちろん、グループホームや入所施設などの社会資源の絶対的不足が慢性化しており、結果として多くの障害児者が家族の介護に依存した生活を余儀なくされている。家族に依存した生活の長期化は、精神的にも経済的にも相互依存をより助長し、障害児者の自立をますます困難なものにしている。

2014年1月、わが国政府は国連・障害者権利条約の締約国に加わった。条約には、第19条（a）「障害者が、他の者との平等を基礎として、居住地を選択し、及びどこで誰と生活するかを選択する機会を有すること並びに特定の生活施設で生活する義務を負わないこと」が明記されているとともに、第28条では、「障害者が自己及びその家族の相当な生活水準（相当な食料、衣類及び住居を含む。）についての権利並びに生活条件の不断の改善についての権利を有することを認める」ものとしている。

多くの障害児者と家族は、社会からの孤立と家族依存、老障介護等の現実の中で、生きる基盤となる「暮らしの場」の早急な整備を切実に望んでいる。とりわけ、緊急時や同性介護に対応するヘルパー等の福祉人材確保の問題、入所施設への希望者が増加する中で緊急度の高い待機者が「長期のショートステイ（いわゆる「ロングショート」）を余儀なくされている問題などは早急に解決すべき課題であるといえる。

よって、こうした深刻な現状を打開するために、地域で安心して暮らすために必要な社会資源の拡充を図るとともに、「地域か、施設か」「グループホームか、施設か」の選択ではなく、地域の中の重要な社会資源として共存し、相互に連携した運営と拡充が図られ、利用者が体験的に選択できる状況を早期に実現するよう、下記の事項を強く要望する。

記

1. 障害児者が「暮らしの場」を選択できるよう、グループホームや入所施設・通所施設などの社会資源を拡充し、福祉人材を確保すること。
2. 入所機能を備えた地域生活支援拠点を国の責任で整備すること。
3. 前2項を実現するために、障害者関係予算を大幅に増額し、施策の重要な担い手になっている地方公共団体を財政的に支援すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出いたします。

平成29年9月7日

北海道歌志内市議会

提出先

○議長（川野敏夫君） 本件については、質疑及び討論を省略し、直ちに採決したいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（川野敏夫君） 御異議なしと認めます。

本件は、質疑及び討論を省略し、直ちに採決することに決しました。

これより、意見書案第20号について採決をいたします。

ただいまの意見書案については、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（川野敏夫君） 御異議なしと認めます。

したがって、意見書案第20号は、原案のとおり可決されました。

#### 閉会中の継続審査の申し出について

○議長（川野敏夫君） 日程第10 閉会中の継続審査の申し出についてであります。

各委員長より、委員会において審査中の事件について、会議規則第106条の規定により、お手元に配付のとおり、閉会中の継続審査の申し出があります。

お諮りいたします。

各委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続審査に付することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（川野敏夫君） 御異議なしと認めます。

したがって、各委員長から申し出のとおり、閉会中の継続審査に付することに決定いたしました。

#### 閉 会 宣 告

○議長（川野敏夫君） これで、本日の日程は全部終わりました。

以上をもって、今期定例会の会議に付議された事件は全て議了いたしました。

これをもちまして、平成29年歌志内市議会第3回定例会を閉会いたします。

大変御苦労さまでした。

（午後1時13分 閉会）

上記会議の顛末を記録し、その相違ないことを証するため、  
ここに署名する。

歌志内市議会議長      川    野    敏    夫

署名議員      酒    井    雅    勝

署名議員      下    山    則    義